

北上市教育委員会訓令第1号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月17日

北上市教育委員会教育長 船田 浩

北上市教育委員会公印規程（平成3年北上市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後											
1	別表（第2条関係）						保管 責任 者	摘要	別表（第2条関係）									
	公印					保管 責任 者			摘要	公印					保管 責任 者	摘要		
	項	目	番 号	刻印 文字	印 材					大き さ (ミ リ メー ト ル)	項	目	番 号	刻印 文字			印 材	大き さ (ミ リ メー ト ル)
	(ア)	[略]								(ア)	[略]							
教育委 員会	(イ)	[略]					教育委 員会	教育長	5	[略]								
	教育長	5	[略]						6	北 上 市 教 育 委	電 子 印	方10	ま ち づ く り 部	情 報 シ ス テ ム に よ る 北 上 市 立 学 校				

(イ)	[略]								
教育委員会教育部									
[略]									

						員会 教育 長印			ス ポ ー ツ 推 進 課 長	施設の開放 規則（平成 23年北上市 教育委員会 規則第8号 ）に基づく 学校施設開 放使用許可 書その他の 文書用
(イ)	[略]									
教育委員会教育部										
[略]										

2 別表（第2条関係）

公印						保管 責任 者	摘 要
項	目	番 号	刻印文字	印 材	大 き さ (ミリメ ートル)		
[略]							
(ウ)	(ア)	[略]					

別表（第2条関係）

公印						保管 責任 者	摘 要
項	目	番 号	刻印文字	印 材	大 き さ (ミリメ ートル)		
[略]							
(ウ)	(ア)	[略]					

教育機関	学校	28	<u>北上市立</u> <u>更木幼稚</u> <u>園印</u>	<u>つ</u> <u>げ</u>	<u>方 30</u>	<u>更木</u> <u>幼稚</u> <u>園長</u>	[略]	教育機関	学校	28						削 除	
		[略]								[略]							
	(イ) 学校長	[略]							(イ) 学校長	[略]							
		28	<u>北上市立</u> <u>更木幼稚</u> <u>園長印</u>	<u>つ</u> <u>げ</u>	<u>方 24</u>	<u>更木</u> <u>幼稚</u> <u>園長</u>	[略]			28						削 除	
		[略]								[略]							
[略]							[略]										
[略]							[略]										

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。